

宇佐市コミュニティバス「安心院・亀川線」の廃止に伴うタクシー補助金交付要綱

令和元年7月3日

告示第26号

(趣旨)

第1号 この要綱は、宇佐市コミュニティバス「安心院・亀川線」(以下「対象路線」という。)を令和元年9月30日に廃止することに伴い、継続して市外の医療機関の受診が必要な者に対し、通院経費の負担軽減又は他の交通手段の利用若しくは市内の医療機関の受診に切り替えるための準備期間を確保することを目的として、予算の範囲内においてタクシー料金(以下「通院経費」という。)の一部を補助することについて、宇佐市補助金等交付規則(平成17年宇佐市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 対象路線を利用して市外の医療機関を受診した者のうち、対象路線廃止後も継続して市外の医療機関を受診する者
- (3) 市税等を滞納していない者

(補助対象者の登録申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、対象路線廃止の翌月の末日までに補助対象者登録申請書兼住民基本台帳等状況調査同意書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象路線を利用し、市外の医療機関を受診したことが確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(補助対象者の決定)

第4条 市長は、前条の規定による登録申請があったときは、これを審査し、補助対象者決定通知書(様式第2号)又は補助対象者不承認通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助額、限度額及び補助対象期間は次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費 対象路線廃止後の通院経費とし、次条に規定する補助金の交付申請の日において、通院日から6か月以上を経過したものは除く。
- (2) 補助額 補助対象経費の2分の1の額(1回の通院ごとに算出し、100円未満の端数は切り捨てることとする。)とする。
- (3) 限度額 1回の通院につき1万円を補助の限度額とし、1月につき2回の通院までとする。
- (4) 補助対象期間 対象路線廃止から3年を経過する日までの通院経費とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書兼住民基本台帳等状況調査同意書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 通院経費の領収書
- (2) 市外の医療機関を受診したことが確認できる書類
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかにその内容を補助金交付決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による書類を受理した後、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号いずれかに該当するときは、補助金を返還させることができる。

- (1) 補助対象者の登録申請又は補助金の交付申請に不正があったとき。
- (2) その他不相当と認められる事実があったとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。